

## EFFECT 約款

### 第 1 条(本約款の目的)

本約款は、カンタムソリューションズ株式会社(以下、「当社」といいます。)がお客様に提供するフルフィルメントサービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用契約(以下、「本サービス利用契約」といいます。)の内容を定めるものです。

### 第 2 条(契約の成立)

当社・お客様間の本サービス利用契約は、お客様から本約款の内容を承諾の上、当社所定の本サービス利用申込書をご提出いただき、当社が同申込を承諾する旨の通知をお客様宛に発した時点で成立するものとします。

### 第 3 条(当社が提供する本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。

- (1) お客様からお預かりした商品の当社倉庫内管理（以下、当社倉庫内で管理する商品を「在庫商品」といいます。）
- (2) お客様の指示に基づく、在庫商品の検品・ピッキング・梱包及び出荷
- (3) 入荷履歴・出荷履歴・在庫状況の一元管理、及び同管理情報のご提供（以下、「楽々システムサービス」といいます。）

なお、本サービスの内容は、当社の都合により変更される場合があります。この場合、当社は、変更内容を、当サービスウェブサイト(<http://www.ezyfulfilment.jp/>)上に掲載する方法により告知するものとします。

### 第 4 条(納品の方法等)

当社がお客様からお預かりする商品の納品は、当社の指示する方法で、当社指定の場所に納入して頂きます。なお、当社の指定する休業日は、納品を受け付けることができません。

### 第 5 条(商品の保管方法)

- (1) 当社は、善良なる管理者の注意をもって、お客様からお預かりした商品を管理します。
- (2) 特殊な保管方法を要する商品については、納入に先立って、お客様から予め指示を受け、当社が承諾した範囲内に限り、実施するものとします。
- (3) 本条(2)に定める場合のほか、当社は、お預かりした商品について、特殊な保管方法を実施しません。

## 第 6 条(業務委託料)

お客様から当社にお支払い頂く業務委託料は、以下のとおりとします(消費税含む)。

詳細は別紙1の料金表をご確認ください。

- (1) 在庫保管費用
  - (ア) 商品の寸法から体積を計算し、保管商品が実際に占有するスペースを日次で計算し保管費用としてご請求します。
- (2) 出荷作業お任せ費用
  - (ア) 入庫、返品、検品、ピッキング、梱包、梱包資材費、棚卸、伝票発行を含み、販売個数単位でご請求させていただきます。
  - (イ) 商品サイズに応じて標準、大型区分を適用させていただきます。
- (3) 送料
  - (ア) 出荷梱包数単位でご請求させていただきます。
- (4) なお利用見込数量、商品特性・サイズにより個別に料金設定をする場合があります。その場合には、個別に書面をもって内容を確認するものとします。

## 第 7 条(業務委託料の支払条件)

お客様は、当社に対し、本サービス利用契約に基づく前条の業務委託料を、以下の支払条件に従って、当社の指定する下記の預金口座に振り込む方法か、Paypal決済により支払うものとします。なお、支払手数料はお客様にご負担いただきます。

- (1) 在庫保管費用

(ア) 出荷確定商品については、(2)の出荷作業お任せ費用と(3)送料と同様に弊社から在庫保管費用をご請求させていただき、弊社への入金確認後の発送とさせていただきます。

(2) 出荷作業お任せ費用

(ア) 出荷確定商品については、(1)の在庫保管費用と(3)送料と同様に弊社から出荷作業お任せ費用をご請求させていただき、弊社への入金確認後の発送とさせていただきます。

(3) 送料

(ア) 出荷確定商品については、(1)の在庫保管費用と(2)の出荷作業お任せ費用と同様に弊社から送料をご請求させていただき、弊社への入金確認後の発送とさせていただきます。

記

振込銀行口座

香港上海銀行 当座 0508161 口座名義:「カンタムソリューションズ株式会社」

第 8 条(管理対象商品に関する制限)

(1) 本サービスの対象商品は、原則として以下の条件を充足するものに限るものとします。

(ア) 日本郵便の国際郵便・国内発送サービスとして発送出来るサイズの商品であること

(イ) 運送に適さない荷造りを要する商品ではないこと

(ウ) 当該商品を保管または運送することが、法令の規定または公序良俗に反するものではないこと

(エ) 火薬類等の危険物、腐食しやすい商品、不潔な商品等、倉庫保管中に、他の商品等に損害を及ぼす虞のある商品ではないこと

(オ) 原稿、原図、テープ・フィルム等の電磁的記録等、滅失または毀損した場合に再生不可能な媒体ではないこと

(カ) 生動物ではないこと

(キ) 銃砲刀剣類、禁止薬物、猥褻物等の禁制品ではないこと

(ク) 遺骨・位牌・仏壇等、代替性のない主観的価値を有するものではないこと

- (ケ) 受験票・パスポート・車検証・各種チケット類等、再発行が困難であるか、または再発行に煩瑣な手続を要する書類ではないこと
  - (コ) 個人情報が入録されているもの等、特段の注意を要するものではないこと
  - (サ) 単価が30万円を超える高価な商品ではないこと
  - (シ) 当社倉庫内での保管に適さない商品ではないこと
  - (ス) その他、日本郵便から引受を拒絶される商品ではないこと
- (2) お客様が、本条(1)(ア)のサイズを超える商品の取り扱いを希望される場合は、その取扱の可否、及び取扱可能な場合の料金について、別途当社とお客様との間で協議の上、決定するものとします。

## 第 9 条(在庫商品の出荷)

- (1) 当社は、前日から当日午前正午時までの間に、お客様から当社所定の方法により出荷指示がなされた商品について、出荷指示を受領した旨を電子メールにてお客様宛てに送付の上、同出荷指示受領確認を行った対象商品について、これを1営業日以内にお客様の指示する納品先に向けて出荷します。
- (2) ただし以下のいずれかに該当する事由があるときは、本条(1)の通りには出荷出来ない場合があります。
- (ア) 出荷を指示された対象商品が、特別な物流加工業務を要するとき
  - (イ) 出荷指示数量が当社の作業容量を超えるとき
  - (ウ) 天災地変、交通機関に発生した障害、物流業者側の事情その他、当社の責に帰し得ない事由により、当日中の発送が困難であるとき
  - (エ) その他、通常の工程で出荷することに困難な事情が存するとき
- (3) お客様からなされた出荷指示を当社が承諾したことの確認は、当社からお客様に送付される受領確認の電子メールを、お客様の責任においてご確認いただく方法によって行うものとし、当社は、受領確認の電子メールを送信した対象商品についてのみ、出荷の義務を負うものとします。
- (4) 本条(2)の場合、当社はお客様に対し、出荷指示当日中に発送出来ない旨を、(2)に該当する各事実が判明次第、速やかに通知するものとします。

- (5) お客様からなされた出荷指示内容の変更は、当社による出荷作業の着手前であり、変更が可能な限りにおいてのみ有効とします。

#### 第 10 条(個人情報の取得及び利用目的)

お客様からお預かりした個人情報は、当社において以下の目的でのみ利用し、それ以外の目的に利用することは一切ございません。ご提供いただく個人情報は任意ですが、ご提供いただけなかった場合、以下の目的に該当するサービス、情報の提供を受けることができません。

- (1) 業務代行サービス(送り状作成、梱包、発送等)の提供
- (2) サービス紹介等のご案内
- (3) お客様と弊社との間で締結した契約の履行
- (4) お客様への業務上のご連絡及び確認
- (5) 弊社へのお問い合わせ、資料請求及びその他ご依頼等への対応
- (6) お客様満足度調査等、アンケートのご依頼
- (7) お客様との商談、打合せ等

#### 第 11 条(機密保持)

当社及びお客様は、本契約に基づいて知り得た相手方の営業上または技術上その他の機密情報を秘密に保持し、これを相手方の事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではありません。

- (1) 知得した時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた時点で、被開示者が既に知得していた情報
- (3) 開示後、被開示者の責めに帰さない事由により公知となった情報
- (4) 開示後、被開示者が正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (5) 法令等により開示を義務付けられている情報

#### 第 12 条(個人情報の開示・訂正・削除)

お客様からお預かりした個人情報について、開示および利用目的の通知を請求することができます。また、その結果個人情報の内容が事実でない等の状況が確認された場合は、内容の訂正、追加又は削除を請求することもできます。個人情報の開示・訂正・削除等を請求される場合は、下記連絡先にご連絡をお願いいたします。なお、本手続きにあたり、ご本人であることを確認させていただきます。

開示等の問い合わせ窓口  
カンタムソリューションズ株式会社 担当:個人情報管理者  
TEL 03-5755-0150/FAX 03-5755-0155

### 第 13 条(権利譲渡等の禁止)

- (1) お客様は、本契約に基づいて取得した権利または地位を第三者に譲渡し、または担保の用に供することはできません。
- (2) お客様は、当社に管理を委託した商品を、当社の管理下に置いたまま担保の用に供することはできません。

### 第 14 条(申込書の記載事項に変更があった場合の通知)

お客様は、商号、代表者、本店所在地、電話番号その他、申込書記載の事項について変更があったときは、出来る限り事前に、速やかに当社に通知しなければなりません。

### 第 15 条(本サービスの提供の停止)

- (1) 当社は、以下の各号のいずれか一の事由が生じたときは、お客様への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - (ア) 楽々システムサービスの用に供する機器またはプログラム等の不具合により保守の必要が生じたとき
  - (イ) その他、技術的理由により本サービスの提供が不能となったとき
  - (ウ) お客様に、業務委託料の不払い等、本契約に違反する行為があったとき
- (2) 当社は、楽々システムサービスの用に供する機器またはプログラム等の定期的な保守点検を行うため、事前にお客様に予告した上で本サービスの提供を一時的に停止することができるものとします。

- (3) 当社は、本条(1)または(2)所定の事由により本サービスの提供を停止したことに起因してお客様が損害を蒙った場合であっても、第 19 条(1)(ウ)に定めるほかは、何らの責任をも負わないものとします。

#### 第 16 条(当社の責めに帰し得ない事由による本サービスの提供不能)

電気通信事業者の回線またはサーバーの不具合、お客様の利用する機器またはソフトウェアの不具合その他、当社の責めに帰し得ない事由に起因してお客様が本サービスを利用できない場合であっても、当社は第 6 条所定の業務委託料の返還義務を負わず、その他何らの責めをも負いません。

#### 第 17 条(パスワードの管理等)

- (1) お客様は、当社から提供されるパスワードを、すべてお客様の責任において管理するものとし、これを第三者に開示してはなりません。
- (2) 事由の如何を問わず、お客様のパスワードが第三者により不正に使用され、またはお客様の過誤で使用された場合であっても、これらの使用は、すべてお客様による利用とみなします。ただし、当社の故意または過失によりこれらの使用が発生した場合はこの限りではありません。
- (3) 本条(2)本文所定の行為によりお客様に損害が発生した場合であっても、当社は何らの責任をも負いません。

#### 第 18 条(契約期間)

- (1) 本サービス利用契約の契約期間は、申込書記載の申込日から1年間を経過した日の属する月の末日までとします。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに、当社・お客様のいずれからも別段の意思表示がなされないときは、本契約は従前と同一の条件で、さらに1年間、更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2) 当社及びお客様は、1ヶ月以上の告知期間をおいて告知することにより、いつでも本サービス利用契約を将来に向かって解約することが出来るものとします。この場合、本契約は、解約告知の到達日から1ヶ月を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとします。

#### 第 19 条(契約の解除)

- (1) 当社は、お客様が本契約のいずれか1つの条項に違反したときは、相当の期間を定めて催告のうえ、同催告期間内に違反が是正されない場合、本契約を解除することができるものとします。
- (2) 当社は、お客様が次のいずれか 1つの事由に該当する場合、お客様に対する催告手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当社が損害を被ったときは、お客様は遅滞なくその損害を賠償しなければなりません。
  - (ア) 支払を停止し、または破産、民事再生、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立があったとき。
  - (イ) 自ら振出した手形又は小切手を不渡りとし、または銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (ウ) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき。
  - (エ) 差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申立てを受け、または公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
  - (オ) 資本減少・合併・解散・営業の廃止もしくは営業の全部もしくは重要な一部の譲渡決議を行い、または資産もしくは信用状態に重大な変更を生じたとき。
  - (カ) 任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。
  - (キ) 取扱対象商品の内容等について、虚偽の申告がなされたとき。
  - (ク) 申込書の記載事項に虚偽があったとき。
  - (ケ) その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。

#### 第 20 条(契約終了時の在庫品の引取)

- (1) 本契約が終了したときは、お客様は当社がお預かりしている在庫品を、速やかに引き取るものとします。ただし、お客様から当社に対する未払債務が存在するときは、当社は未払債務の支払がなされるまで、在庫品返還を留置することがあります。
- (2) 本契約が終了したにもかかわらず、お客様が在庫品の引取りを行わない場合には、当社は、相当期間を定めて催告の上、お客様の費用にて、在庫品を処分することができるものとします。この場合、お客様は当社が行った在庫品の処分について、何らの異議をも申し述べることができません。

#### 第 21 条(損害賠償の範囲)

- (1) 債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず、本サービス利用契約に関連してお客様に損害が発生した場合、当社が負担する損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により直接生じた通常損害の範囲内で、かつ下記の範囲内に限定されるものとします。
- (ア) 当社の責めに帰すべき事由に基づく、商品出荷の遅延等に起因してお客様に損害が発生した場合、当社が負担する損害賠償額は、当該発送遅延商品に関する従量料金の範囲内に限られるものとします。
  - (イ) 当社の責めに帰すべき事由に基づく、保管中の商品の滅失・毀損等によりお客様に損害が発生した場合、当社が負担する損害賠償額の範囲は、滅失または毀損した当該商品の仕入時価額もしくは申告価額のいずれか低い方を限度とします。
  - (ウ) 当社の責めに帰すべき事由に基づく、楽々システムサービスの不具合のためにお客様に本サービスの提供ができなくなったことに起因して損害が発生した場合、当社が負担する損害賠償額の範囲は、現実に楽々システムサービスの利用を停止した期間に対応する、同サービスの基本料金(日割計算)の範囲に限られるものとします。
- (2) 当社がお客様の商品を保管中、商品の瑕疵等、当該商品が保有する性質に起因して当社が損害を蒙った場合、お客様は、当社の蒙った全ての損害を賠償しなければなりません。

## 第 22 条(免責)

本サービスの利用に関連する下記の事由に基づいてお客様に損害が発生した場合、当社は債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず、何らの責任をも負いません。

- (1) 当社が導入しているコンピュータウイルス対策ソフトによって対応し得ないコンピュータウイルスの、本サービスの用に供する機器への侵入
- (2) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、第三者による本サービスの用に供する機器への不正アクセス
- (3) 本サービスの用に供する機器またはソフトウェアのうち、当社の製造にかからない機器またはソフトウェアの不具合
- (4) その他、当社の責めに帰し得ない事由

## 第 23 条(協議条項)

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈に争いが生じたときは、当社とお客様との間で誠実に協議の上、解決を図るものとします。

#### 第 24 条(合意管轄裁判所)

前条の規定にもかかわらず、万一、本サービス利用契約に関連して当社とお客様との間に紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 25 条(約款変更の告知方法及び発効時期)

- (1) 本約款の変更内容の告知は、当サービスウェブサイト(<http://www.ezyfulfilment.jp/>)上において変更内容を掲示する方法により行います。
- (2) 本約款の変更の効力は、変更内容が本条(1)記載の方法により告知された日から30日後の午前0時に生ずるものとします。